



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第932号 令和8年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
19	徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則	財政課
20	徳島県郷土文化会館管理規則の一部を改正する規則	文化振興課 文化創造室
21	クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	安全衛生課
22	食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	同
23	徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	同
24	医療法施行細則の一部を改正する規則	医療政策課
25	徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則	産業創生・ 大学連携課
26	徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	産業人材課
27	徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	農林水産政策課
28	徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則	林業振興課
29	徳島県会計規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
5	徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則**（規則第十九号）

- 一 歳出予算の配当に関する規定について所要の改正を行うこととした。
- 二 財政課長等への合議を要するものについて、その金額の引上げを行うこととした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県郷土文化会館管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十号）

- 一 十六ミリ映写機（二キロワット）等の利用料金の基準額を廃止することとした。
- 二 その他所要の改正を行うこととした。
- 三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十一号）

- 一 クリーニング師試験受験願書、クリーニング師免許申請書、クリーニング師免許証再交付申請書及びクリーニング師免許証訂正申請書の様式に個人番号等の記載欄を追加することとした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **食品衛生法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十二号）

- 一 営業許可申請書・営業届及び変更届の様式について所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十三号）

- 一 獣医師修学資金の貸与額を改めることとした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **医療法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十四号）

- 一 知事に提出する書類の経由について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十五号）

- 一 耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験器の機械器具使用料及び耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験の試験手数料の額を定めることとした。
- 二 静電気放電試験器の機械器具使用料、静電気放電試験の試験手数料及びG C M Sを使用して行う分析の分析手数料の額を改めることとした。
- 三 交流安定化電源等の機械器具使用料及び電子機器に係る全光束測定のうち産業標準化法の登録を受けた試験方法の区分に係る製品試験等の場合等の試験手数料を廃止することとした。

- 四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十六号）

- 一 徳島県立中央テクノスクールの理容科をヘアビジネス科に改め、その訓練生の定員を十五人とするとともに、電気環境システム科を電気システム科に、機械技術科をメタルワークス科に改め、ヘアビジネス科ダブルライセンスコースを新設し、美容科、金属技術科及び木工技術科を廃止することとした。
- 二 徳島県立南部テクノスクールのカラーコーディネート塗装科をカラークリエイト科に改めることとした。

三 徳島県立西部テクノスクールの電気工事を電気設備エンジニア科に、住宅建築科を伝統建築科に改め、自動車整備科及び設備施工科を廃止することとした。

四 この規則は、令和九年四月一日から施行することとした。

● **徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）**

一 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する次に掲げる規則による資金の貸付けの特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

1 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則

2 徳島県林業改善資金貸付規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）**

一 森林管理重点地域内において森林の土地の所有権等の移転等を伴う契約を締結しようとする場合及び一の者が森林所有者等の財務及び事業の方針の決定を支配することとなった場合に届出をすべき事項に、譲受人及び当該一の者の国籍等に関する事項を追加することとした。

二 一の届出を免除する法人に、森林経営管理法の規定に基づき県が公表している民間事業者を追加することとした。

三 事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。ただし、三については、同年五月二十五日から施行することとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）**

一 歳入を直接収納したときの指定金融機関等への払込みに係る手続を改めることとした。

二 職員の旅費に関する条例等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第十九号

徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「局長及び主務課長」を「企画総務部長」に、「企画総務部長に歳出予算配当要求書を提出しなければ」を「歳出予算配当表により歳出予算の配当を行うとともに、その旨を直ちに会計管理者に通知しなければ」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「歳出予算配当」を「歳出予算の配当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「規定にかかわらず、」を「配当のほか、企画総務部長に歳出予算配当要求書を提出することにより」に、「追加配当」を「追加の配当」に、「第二項の規定に準じて必要な手続をとらなければ」を「当該要求書を審査し、歳出予算配当表により追加の配当を行うとともに、その旨を直ちに会計管理者に通知しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 この条に規定する配当及び配当替えの手続については、知事が別に定める電子情報処理組織をもつて行うことができる。

第二十二條第一項ただし書中「掲げるもの」を「掲げるもの（第九号及び第十一号に掲げる事項については、一件三千万円未満のもの）」に改め、同項第九号及び第十一号中「三百万円」を「千万円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の第二十二條第一項の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の予算については、なお従前の例による。

徳島県規則第二十号

徳島県郷土文化会館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県郷土文化会館管理規則の一部を改正する規則

徳島県郷土文化会館管理規則（昭和四十六年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の1の表式次第板（黒板）の項の項名を「式次第板（ホワイトボード）」に改め、同1の表十六ミリ映写機（ニキロワット）の項、ステージ用プロジェクターの項、オーバーヘッドプロジェクターの項、エレベーターマイク装置の項、ミニディスプレイの項、ポータブルミキサの項、ムービングライトの項、スライドプロジェクターの項、カメラフィルター及び電源設備の項を削り、同二の2の表十六ミリ映写機（一キロワット）の項、スライドプロジェクターの項、オーバーヘッドプロジェクターの項及び電源設備の項を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

「氏名

年

を

「日生」

年 月

「氏

名

様式第五号、様式第十号及び様式第十一号中

個人番号

月 日生
に、「」を「」に改める。

」

「住所

氏名

年 月

を

名」

氏

様式第十二号中

「住所

個人番号

性別

日生

に、「」を「」に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第五号及び様式第十号から様式第十二号までに相当する改正前の様式第五号及び様式第十号から様式第十二号までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第二十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年徳島県規則第一百一号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の(表)中「の型番」を「又は全自動調理機の型番」に改め、同様式の(裏)中

業種に於じた情報			
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設 (ふりがな)			<input type="checkbox"/>
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合		認定番号等	

業種に於じた情報			
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	
ふぐの処理を行う施設 (ふりがな)	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合		認定番号等	

□	□
---	---

に改める。

様式第九号の(表)中「の型番」や「又は全自動調理機の型番」に改め、同様式の(裏)中

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	□	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	□
ふぐの処理を行う施設			
(ふりがな)			
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合		認定番号等	

業種に応じた情報

業種	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	□	飲食店のうち従業員が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業
業種に	ふぐの処理を行う施設	□	生食用食肉の加工又は調理を行う施設

を

に
した
情報

(ふりがな)

ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合

認定番号等

に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の様式第七号及び様式第九号に相当する改正前の様式第七号及び様式第九号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第二十三号

徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成二十三年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「月額十万円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 国公立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学をいう。）に在学している者 月額十二万円
- 二 私立大学（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。）に在学している者 月額二十二万円

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第五条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に結ばれる貸与の契約に係る修学資金について適用し、同日前に結ばれた貸与の契約に係る修学資金については、なお従前の例による。

徳島県規則第二十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十二年徳島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十五号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表機械器具使用料の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第一百十二号までを一号ずつ繰り上げ、第一百十三号を削り、第一百十四号を第一百十二号とし、第一百十五号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、第三十二号を削り、第三十三号を第三十号とし、第三十四号から第五十八号までを三号ずつ繰り上げ、第三百五十九号を削り、第六十号を第五十六号とし、第六十一号から第七十九号までを四号ずつ繰り上げ、第八十号を削り、第八十一号を第七十六号とし、第八十二号から第九十二号までを五号ずつ繰り上げ、第九十三号を削り、第九十四号を第八十八号とし、第九十五号を第八十九号とし、第九十六号を第九十号とし、同項第九十七号中「七〇〇円」を「一、七六〇円」に改め、同号を同項第九十一号とし、同項第九十八号中「アース導通・漏えい電流試験器」を「耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験器」に、「二二〇円」を「一、三二〇円」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項第九十九号を第九十三号とし、第一百号を第九十四号とし、第二百一号を削り、第二百二号を第九十五号とし、第二百三号を第九十六号とし、第二百四号を削り、第二百五号を第九十七号とし、第二百六号から第二百十四号までを八号ずつ繰り上げ、第二百五号を削り、第二百十六号を第二百七号とし、第二百七号から第二百六十一号までを九号ずつ繰り上げる。

別表試験手数料の項第六号2中「五、三八〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同号7を次のように改める。

7 全光束測定

一 試料一項目 二〇、六二〇円

別表試験手数料の項第六号9中「アース導通・漏えい電流試験」を「耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験」に、「四、七二〇円」を「六、一一〇円」に改める。
別表分析手数料の項第八号26中「一六、一〇〇円」を「二〇、五七〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は試験若しくは分析に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

徳島県規則第二十六号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「設備施工科」を削り、同条第一号中「電気環境システム科及び徳島県立南部テクノスクールの」を削る。

第七条第一項中「設備施工科、」を削る。

別表第一の一の表徳島県立中央テクノスクールの理容科の項の項名を「ヘアビジネス科」に改め、同項中「二〇人」を「一五人」に改め、同表徳島県立中央テクノスクールの美容科の項を削る。

別表第一の二の表を次のように改める。

二 短期課程の普通職業訓練（在職者訓練を除く。）

職業能力開発校の名称		訓練科	訓練生の定員	訓練期間	訓練開始の時期
徳島県立中央テクノスクール		電気システム科	一五人	一年	四月
徳島県立南部テクノスクール		ヘアビジネス科 ダブルライ センスコース	五人	一年	四月
徳島県立西部テクノスクール		カラークリエイト科 電気設備エンジニア科	一五人	一年	四月
		伝統建築科	一五人	一年	四月

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一の一の表の規定は、令和九年四月一日以後に入校する者について適用し、同日前に入校した者については、なお従前の例による。

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

3 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県職業能力開発校の項中

理容科又は美容科の訓練を担当する者を除く。	理容科又は美容科の訓練を担当する者に限る。
-----------------------	-----------------------

を

ヘアビジネス科の訓練を担当する者を除く。	ヘアビジネス科の訓練を担当する者に限る。
----------------------	----------------------

に、「金属技術科、電気環境システム科、自動車整備科、住宅建築科、設備施工科、カラーコーディネート塗装科又は木工技術科」を「自動車整備科、電気システム科、メタルワークス科、カラークリエイティブ科又は伝統建築科」に、「電気環境システム科、住宅建築科、カラーコーディネート塗装科、木工技術科、理容科又は美容科」を「ヘアビジネス科、電気システム科、カラークリエイティブ科又は伝統建築科」に、「機械技術科、金属技術科、自動車整備科、設備施工科又は電気工事科」を「自動車整備科、メタルワークス科又は電気設備エンジニア科」に改める。

徳島県規則第二十七号

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

一 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年徳島県規則第八十四号）附則第二項

二 徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）附則第三項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第二十八号

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県豊かな森林を守る条例施行規則（平成二十六年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「電話番号」を「電話番号並びに譲受人等の国籍等」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

六 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定に基づき県が公表している民間事業者（法人に限る。）

第六条第五項第七号中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

第九条第三項第二号中「業種」を「業種並びに当該一の者の国籍等」に改める。
様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

土地売買等届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

徳島県豊かな森林を守る条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

契 約 の 受 当 事 者 等	譲渡人等	氏名又は 名称及び代表者の氏名				
		住所又は 主たる事務所の所在地				
		電話番号				
		業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	譲受人等	氏名又は 名称及び代表者の氏名				
		住所又は 主たる事務所の所在地				
		電話番号				
		国籍等	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外(国名等:) <input type="checkbox"/> うち永住者又は特別永住者			
		代表者 ※法人の場合に記入	国籍等	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外(国名等:) <input type="checkbox"/> うち永住者又は特別永住者		
		役員 ※法人の場合に記入	<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が役員等の過半を占める <input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める (国名等:) <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない			
		議決権 ※法人の場合に記入	<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有 (国名等:) <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない			
	業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 未定				
	契約に係る権利の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利				
		<input type="checkbox"/> 権利の移転 <input type="checkbox"/> 権利の設定				
期間の定めがある場合		年 月 日まで				
契約締結予定日		<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定				
権利移転等予定日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定					
土地に関する事項	所在	登記地目	登記面積	実測面積	権利の種別	
			m ²	m ²		
			m ²	m ²		
			m ²	m ²		
	合計	筆	登記面積	m ²	実測面積	m ²
	利用の現況	<input type="checkbox"/> 林業(認定番号) <input type="checkbox"/> その他 ()				
所有権等の移転等の後における利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の利用目的と同じ <input type="checkbox"/> 現在の利用目的と異なる () <input type="checkbox"/> 未定					

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 土地売買等の契約に係る土地の所在を明らかにする図面
- 2 土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書類の写し

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

支配関係届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名

徳島県豊かな森林を守る条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

森林所有者等	名称及び代表者の氏名				
	主たる事務所の所在地				
	電話番号				
	業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
一の者（以下「親会社等」という。）	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地				
	国籍等	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外（国名等： ） <input type="checkbox"/> うち永住者又は特別永住者			
	代表者 ※法人の場合に記入	国籍等	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外（国名等： ） <input type="checkbox"/> うち永住者又は特別永住者		
	役員 ※法人の場合に記入	<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が役員等の過半を占める <input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等： ） <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない			
	議決権 ※法人の場合に記入	<input type="checkbox"/> 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等： ） <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない			
	業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
森林所有者等の総株主又は総社員の議決権の総数					
上記のうち親会社等の議決権数					
届出事由が発生した日		年 月 日			
土地に関する事項	所在	登記地目	登記面積	実測面積	権利の種別及び内容
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
			m ²	m ²	
合計	筆	登記面積	m ²	実測面積	m ²
利用の現況	<input type="checkbox"/> 林業（認定番号 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 森林管理重点地域内に森林所有者等が所有権等を有する土地の所在を明らかにする図面
- 2 森林管理重点地域内の土地について森林所有者等が所有権等を有することを証する書類の写し

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第六条第五項第七号の改正規定は、同年五月二十五日から施行する。

徳島県規則第二十九号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条中「ところにより」を「ものその他会計管理者が必要と認めるものについては」に、「書類」を「書類その他会計管理者又は麻^か出納員が必要と認める書類」に改める。

第十二条第一項中「上席の」を削り、同項ただし書中「もとに、所属長」を「下に、課等又は麻^かの長」に改め、同条第四項中「前各項」を「前各項の規定」に、「ときは、速やかに当該所属課麻^か長を経由し、かつ、事務委任の順序に従つて」を「場合において、会計管理者が必要と認めるときは、引継ぎを受けた者は、速やかにその者が所属する課等又は麻^かの長を経由して」に改める。

第十五条中「その必要がないと認めるとき」を「定める歳入について」に改める。

第十六条第三項中「又は」を「若しくは」に、「もの」を「もの又は歳入徴収権者が特に必要と認めたもの」に改める。

第十八条第一項ただし書中「特別」を「収納した歳入の額が少額である場合その他会計管理者が定める特別」に改める。

第十九条第一項中「この条」を「この条及び第三十条」に改め、同条第一号中「種類」を「内容」に改める。

第二十一条第一項第一号中「範囲」を「内容」に改める。

第二十一条の三中「した」を「する」に改める。

第二十七条第十四号中「に在る債権者に対して支払う」を「の通貨により支払をしななければならない経費その他の口座振替の方法による支出ができない」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げるもののほか、自動口座振替の方法により支払う経費

第二十七条の四第一項中「（様式第三十号）」を削る。

第三十条に次の一号を加える。

四 指定納付受託者が納付する歳入等に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する歳入等

第四十三条第一項第一号中「範囲」を「内容」に改める。

第四十四条の二第一項中「職員の旅費に関する条例施行規則（昭和三十五年徳島県規則第五十一号）別記様式による旅行命令簿兼旅費請求書」を「職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）に定める請求書」に、「旅行命令簿兼旅費請求書」を「旅費請求書」に、「旅行命令簿兼旅費請求書」を「旅費請求書」に改め、同条第二項中「徳島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して」を削り、「旅行命令簿兼旅費請求書の」を「旅費請求書の」に改め、「を行うとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、後段を削る。

別表第七の一の表に次のように加える。

指定納付受託者との契約

契約を締結しようとするとき。

別表第八その一の表8の項中「旅行命令簿兼旅費請求書」を「旅費請求書」に改め、「赴任証明書及び」を削り、同表その二の表3の項中「請求書」を「支出原因が過年度であること及び支出を要する額が確認できる書類」に改める。

様式目次中 「様式第二十八号及び様式第二十九号 削除」を「様式第二十八号から様式第三十号 資金前渡金引継書」に改める。

第三十号まで 削除」に改める。

様式第十二号中「~~あ~~を削り、同様式の備考中「~~、~~」を「~~、~~」に改め、同備考3中「~~あ~~」を「~~あ~~」に改める。

様式第十六号の三中「~~あ~~」を削り、「~~、~~」を「~~、~~」に改める。

様式第二十八号から様式第三十号までを次のように改める。

様式第28号から様式第30号まで 削除

様式第五十五号中「~~あ~~」を削り、「~~、~~」を「~~、~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県会計規則の様式に相当する改正前の徳島県会計規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「職員の旅費に関する条例施行規則（昭和三十五年徳島県規則第五十一号）別記様式による」を「職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第四項に規定する」に改め、「又は総務事務システム」を削り、同項ただし書中「職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項」を「同条第五項」に改める。

第十五条第一項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第二項を削る。
様式第十号の四を次のように改める。

様式第10号の4 別添

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。